

権利擁護と成年後見制度

問題 77 次のうち、日本国憲法における社会権として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 財産権
- 2 肖像権
- 3 教育を受ける権利
- 4 団体交渉権
- 5 自己決定権

問題 78 事例を読んで、Hの相続における法定相続分に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Hは、多額の財産を遺して死亡した。Hの相続人は、配偶者J、子のK・L・M、Hよりも先に死亡した子Aの子(Hの孫)であるB・Cの計6人である。なお、Lは養子であり、Mは非嫡出子である。Hは生前にMを認知している。

- 1 配偶者Jの法定相続分は3分の1である。
- 2 子Kの法定相続分は6分の1である。
- 3 養子Lの法定相続分は7分の1である。
- 4 非嫡出子Mの法定相続分は8分の1である。
- 5 孫Bの法定相続分は7分の1である。

問題 79 遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 成年被後見人は、事理弁識能力が一時回復した時であっても遺言をすることができない。
- 2 自筆証書遺言を発見した相続人は、家庭裁判所の検認を請求しなければならない。
- 3 公正証書によって遺言をするには、遺言者がその全文を自書しなければならない。
- 4 自筆証書によって遺言をするには、証人2人以上の立会いがなければならない。
- 5 遺言に相続人の遺留分を侵害する内容がある場合は、その相続人の請求によって遺言自体が無効となる。

問題 80 事例を読んで、Dさんについての後見開始の審判をEさんが申し立てた主な理由として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Dさん(80歳)は、子のEさんが所有する建物に居住していたが、認知症のため、現在は指定介護老人福祉施設に入所している。Dさんの年金だけでは施設利用料の支払いが不足するので、不足分はEさんの預金口座から引き落とされている。施設で安定した生活を営んでいるものの医師からは白内障の手術を勧められている。近時、Dさんの弟であるFさんが多額の財産を遺して亡くなり、Dさんは、Dさんの他の兄弟とともにFさんの財産を相続することとなった。Eさんは、家庭裁判所に対しDさんについて後見を開始する旨の審判を申し立てた。

- 1 Dさんの手術についての同意
- 2 Dさんが入所する指定介護老人福祉施設との入所契約の解約
- 3 Dさんが参加するFさんについての遺産分割協議
- 4 Dさんが入所前に居住していたEさん所有の建物の売却
- 5 Dさんの利用料不足分を支払っているEさんの預金の払戻し

問題 81 事例を読んで、Gさんの成年後見監督人に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

知的障害のあるGさん(30歳)は、兄であるHさんが成年後見人に選任され支援を受けていた。しかし、数年後にGさんとHさんの関係が悪化したため、成年後見監督人が選任されることとなった。

- 1 Gさんは、成年後見監督人の選任請求を家庭裁判所に行うことができない。
- 2 Hさんの妻は、Hさんの成年後見監督人になることができる。
- 3 GさんとHさんに利益相反関係が生じた際、成年後見監督人はGさんを代理することができない。
- 4 成年後見監督人は、Hさんが成年後見人を辞任した場合、成年後見人を引き継がなければならない。
- 5 成年後見監督人は、GさんとHさんの関係がさらに悪化し、Hさんが後見業務を放置した場合、Hさんの解任請求を家庭裁判所に行うことができる。

問題 82 次のうち、「成年後見関係事件の概況(令和4年1月～12月)」(最高裁判所事務総局家庭局)に示された「成年後見人等」に選任された最も多い者として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 親族
- 2 弁護士
- 3 司法書士
- 4 社会福祉士
- 5 市民後見人

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

問題 83 成年被後見人 J さんへの成年後見人による意思決定支援に関する次の記述のうち、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に沿った支援として、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

- 1 J さんには意思決定能力がないものとして支援を行う。
- 2 J さんが自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を行う。
- 3 一見して不合理にみえる意思決定を J さんが行っていた場合には、意思決定能力がないものとみなして支援を行う。
- 4 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合にも、J さんにより表明された意思があればそのとおりに行動する。
- 5 やむを得ず J さんの代行決定を行う場合には、成年後見人にとっての最善の利益に基づく方針を採る。

(注) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」とは、2020 年(令和 2 年)に、最高裁判所、厚生労働省等により構成される意思決定支援ワーキング・グループが策定したものである。